

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

Notes on Earthquakes Mentioned in "Gyokuyo" : Kujo Kanezane's diary

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 湯浅, 吉美 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/628

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



九条兼実の地震観

—『玉葉』に見る地震記事の検討—

Notes on Earthquakes Mentioned in “Gyokuyo” – Kujo Kanezane’s diary

湯 浅 吉 美

YUASA, Yoshimi

1. はじめに

本誌前号において筆者は、鎌倉幕府の史書『吾妻鏡』の記事を通じて、坂東武者の地震観を探ってみた。その結果として、

- 地震は神意の表出であると見る。
- 失政に対する警告と考えたときには、徳政の実施を検討する。
- 神の感応・納受として、吉兆と捉える場合が少なくない。

などのことを知ったが、中でも吉兆視は大いに意外であった。地震発生のメカニズムを理解している現代人であっても、突然に大地が震動すれば不安や恐怖を感ずる。地震を嬉しがることは、百人が百人、まず絶対に無いといつてよいであろう。ゆえに、興味深い一つの発見であったと思う（文献3）。

しからば、それは質朴にして剛毅を宗とする東国武士に特有の感覚なのか、それとも、迷信深く柔弱な印象のある貴族たちでも同様なのか、気になるところである。そこで本稿では、ほぼ同時代の代表的公家日記たる『玉葉』によって、同じように地震観を調べてみることにする。

2. 『玉葉』の地震記事

『玉葉』には長寛2年（1164）から建仁3年（1203）まで、40年ほどの記事がある。その間、地震および類似の現象に関する記事は60か日余りに見られる。しかし、後日の言及に過ぎない記事もあって、地震そのものの記載件数は多くない。その中から半数弱を拾い出し、以下、個別の検討に入ろう。引用本文は宮内庁書陵部に蔵する九条家本に拠る（文献1）。例言は以下のとおり。

- 地震観を窺うに由ないものは省く。
- 読点は私見で改めたところがある。
- () で括った字句は、原本における小字もしくは小字双行を示す。
- 〈 〉 で括った字句は、人名の比定など引用者において加えた注記を示す。
- 諸本間の異同や明らかな誤脱は、最も適切な字句に改めた。
- 各条、年月日に続く()内は、丸付き数字が活字翻刻の巻次、算用数字が頁を示す¹。

【1】安元2（1176）・正・16（④31）

〈安倍〉時晴密々来、示天変事等、

キーワード：地震、玉葉、九条兼実、鎌倉時代、陰陽道

Key words: Earthquake, Gyokuyo, Kujo Kanezane, the Kamakura era, Onmyō-do

一、去年十二月廿四日辛丑、夜子時、地震（正月節）、天子及大臣慎、又江河枯渴并疾疫等、宮室有驚、又兵起云々、国有喪、不出一年云々、

陰陽師時晴が来て語り示した天変等のうちに、地震の一条があった。去年すなわち安元元年の12月24日は、18日に年内立春を迎えて（節切りの）正月に入っている²。つまり、この勘文の書き様は、節月の正月に地震があった場合、その意味するところは、「天子および大臣の慎み…」ということ。天皇は高倉で、兼実自身が右大臣であった。左大臣は藤原経宗、内大臣に藤原師長がいる。なかでも師長は、双方の父が保元の乱で争った因縁がある。問題の地震のひと月ほど前、11月28日に師長が内大臣に任ぜられると、兼実の耳底には、父忠通の政敵として敗死した頼長の遺児の足音が次第に大きく聞こえてきたに相違ない。現に、この記事の翌年3月には、位階は一等下のまま、兼実と経宗とを乗り越えて、師長が太政大臣となる。深読みかもしれないが、時晴が「密々」示した背後には、そのような政界の裏事情も考慮されていたのではあるまいか。少なくとも、地震が天変と同様に、人間世界の出来事と連動する、もしくはその予兆を示す、と考えていた様子は十分に窺われよう。

【2】安元2・4・8（④162）

今日未刻、大地震、四十年以来、無此程地震云々、

40年このかた無かったほどの大地震と言いつつ、如何にも淡々とした記事である。被害状況などは何も書かれていない。「云々」とあるのは、兼実自身でなく誰か年長者の言であることによる（彼は当年28歳）。そのいわ

ゆる40年前の大地震とは、保延3年（1137）7月15日に起こったもので、史料に「近代無比」などと記録されている。それはともかくとして、意外なほど冷静な記録態度であることに注意しておきたい。

【3】治承元（1177）・10・27（⑤198）

丑刻許、大地震、保延以後、無如此之地震云々、東大寺大鐘被振落了、又同大仏螺髪少々落了云々、此日、齋宮卜定…、

これもまた保延以来と評される大地震であった。ある意味では珍しく、被害の記述が見られる。曰く、東大寺の梵鐘が落下し、大仏の螺髪がいくつか落ちた。

文献2によれば、この地震の震源は京都府南部、M6.0～6.5と推定されており、かなり大きなものであったことが領かれる。しかしここでも、不吉だとか恐ろしいなどといった所感は記されていない。これが独り兼実の豪胆ぶりを示すものでもないことが、続く「此日、齋宮卜定」から窺われる。丑刻というから深夜2時前後に発生したわけだが、何事もなかったかのように伊勢齋宮の卜定が行なわれているのである。

【4】治承元・11・7（⑤200）

入夜、大夫史（小槻）隆職来、召簾前、問近日公事等、申云、今日、有軒廊御卜、上卿左兵衛督（成範）云々、是則、去月廿八日、地震之時、東大寺大仏螺髪少々落了云々、又大鐘落了、印蔵良角壞了之由、進奏状、被卜件事也、又有地震之御卜云々、

【5】同・11・10（⑤202）

此日、時晴来云、頻有天変、又先日大地震、如占文者不快、但如内論者吉動云々、

【6】同・11・24（⑤210）

今日、依地震事、被奉九社幣（七社之外、依御占、被加吉田・日吉両社也、是良方神云々）、…、

10月27日の地震につき、軒廊御卜（こんろうのみうら）が行なわれた。これは天変や怪異に際して行なう、朝廷の公式の卜占である。神祇官による亀卜と陰陽寮による式占とが行なわれる。【4】後段に「地震之御卜」とあるのは、陰陽寮による式占を分けて記したものであろう。ともあれ、朝廷ではこの地震を怪異と見て警戒したことがわかる。その結果（卜形）は28日になって兼実知らされたが、それによると、神祇官、陰陽寮ともに不吉とし、前者は「公家〈天皇〉可慎給之上、怪所可有動揺事歟」、後者は「怪所有口舌病事歟」と勘申した（⑤212）。【6】において奉幣が行なわれたのは、これを承けてのことに相違ない。印蔵の良（北東）角が壊れたため、良方に当たる吉田・日吉両社を加えた。被害の場所と同じ方角の神を祀るというのは、すこぶる素直な発想であると同時に、地震をば神の祟り・警告と考えたことを如実に物語っている³。

ここで興味深いのは【5】の記事である。時晴の来談によれば、占文では不快とした一方で、「吉動」と見る意見もあったことが知られる。これは前稿で検討した『吾妻鏡』においても見られたところで、現代の地震観と最も異なる。それが公武を問わず見出されたからには、当時の人々に通有の感覚だと理解してよいであろう⁴。

【7】治承4（1180）・3・23（⑦111）

今旦辰刻、地震、今暁女房有吉夢、仍俄熊野可立使之由致沙汰也、

地震のあった辰刻は午前7時～9時に相当

するので、暁とある女房の夢見のほうが先であろう。明記されてはいないものの、吉夢を見たあとに地震が起こり、それを吉兆と喜んでと推察したい。というのも、前稿で見たように、地震を神の感応や嘉納の表出と考えた例が一再ならず見出されるからである。

【8】治承4・10・18（⑦204）

又〈藤原〉兼光語云、去八月新院御祈為行御神楽、參賀茂社之次、神主〈賀茂〉重保相語云、去比通夜宝前、眠歟非眠歟之間、御宝殿震動、于時故法性寺殿〈藤原忠通〉、正東帶御坐宝殿傍、大歎息而曰、無由キ遷都ノ有テ如此ク宝殿モ令揺動給也トテ、事外ニ思食歟タリト、見了覚了云々、此事實可恐事歟、

これは地震そのものではないけれども、類似の震動現象を神意伝達と認識していることを物語る例である。賀茂社の神主重保が兼光に語ったのを伝聞したもの。神前に通夜していると、夢・現の間に宝殿が震動し、故法性寺殿（忠通）が現れたという。「由無き遷都」は、言うまでもなく平清盛による福原遷都を指す。当年6月に強行されたが、貴族や寺社勢力の反対により、11月、京都に還った。賀茂社は王城鎮護の神社として朝廷の篤い尊崇を受けており、清盛の専横による福原遷都など認めるはずがない。その神の不快、怒りが宝殿の震動となって現れた事件。この際、忠通の亡霊は、神意を伝宣するため出現したもので、「揺動せしめたまう」の主体はあくまでも賀茂神である。無論、現に震動したか否かは問題でなく、この話を聞いて兼実が「さもありなん」と思い、「事実であれば恐るべきことだ」と受け止め、記録した点にこそ注目しなければならない。

【9】寿永2（1183）・10・14（⑧248）

辰刻、大地震、同刻帰宅、(藤原)尹明云、平氏去八月廿六日入鎮西了、放光以外云々、肥後国住人菊池・豊後国住人臼杵・御方等未帰服云々、

この記事に限らず、「大地震」に際しても兼実の筆は意外なほど淡々としている。内裏や院御所、あるいは著名寺社などに何らかの損害が生じなければ、具体的な状況を記すことがない。ある意味では、これもまた彼の地震観を垣間見せているといえよう。

一方、8月26日のこととして、平氏が鎮西に入ったことを述べる。「放光、以てのほか」とは、勢威が一向に衰えていないことを言うのであろうか（異本では「放火」）。時日が経過しているから、このことと地震とを連動させた記事とは見ないほうが穏当と思う。

【10】寿永2・10・16（⑧248）

天文博士(安倍)広基・主税助(安倍)晴光等来、示天変事、十三日雷電、十四日大地震、并鎮星入太微之變等也、鎮星之變殊重云々、

陰陽師らが天変・地震等のことを来示した記事。14日の大地震は【9】に見えたとおりである。その日には鎮星（土星）が太微に入る天変があった。この記述は適切なもので、前日、土星は太微西上将星（しし座シグマ星）に接近して犯。十分に天変と言える。但し、星変のほうがより重大だと述べたところに、当時の人々の感覚が窺われる⁵。

【11】寿永2・11・16（⑧284）

今曉地震、…、今夕所々堀塙構釘抜、別段之沙汰云々、此事天狗之所為歟、偏被招禍也、不能左右々々々々、

地震のあった日の夕刻、何者かが所々の堀

塙は何やら細工をした。釘抜は簡単な柵のことで、鳥居の左右や墓の周囲に設ける。要領を得ない事件だが、天狗の所為かと言ひ、禍を招くことに不安を感じている⁶。

この年の7月、安德幼帝と神器とを奉じて平氏が西に奔ったあとに、源義仲・行家らが入京した。しかし閏10月、追撃した義仲は備中水島で敗れ、帰京する。不満と焦燥に駆られた義仲は、この記事の3日後、後白河法皇御所（法住寺殿）を襲い、さらには平氏側に和平を提案して拒絶される。そういう世情のときである。地震を凶兆と捉え、人々の不安をさらに煽ろうとした者がいたことを推察できよう。

【12】寿永2・12・22（⑧301）

今夜子刻大地震、近代必有驗、可恐々々、…、今夜有焼亡、八条町辺、故家朝後家云々、

深夜の大地震に対し、「近代、必ず驗あり」と言っている。わずかな一言だが、地震＝神意伝達・予兆と考えていることを端的に示すもの。すでに見たとおり、必ずしも凶兆には限らず、吉兆の場合もあるのではあるが、総じては凶のほうであろう。「恐るべし恐るべし」には、その思いが籠められている。続く火災の記事は、地震と連絡するように書かれてはいないが、兼実の脳裏では多少なりとも関連付けられていたのではあるまいか。

【13】寿永3（1184）・正・23（⑨17）

又(藤原)範季朝臣来、語云、平氏猶可被追討之由被仰下了云々、神鏡劍璽事、猶不被重歟、此条神慮有恐、為之如何々々、…、此日未刻、大地震、

平氏をさらに追討するよう仰せ下されたという。当月20日、源範頼・義経軍が義仲を破つ

て入京し、22日には頼朝に対して平家追討の宣旨が下されたことと対応する。皇位はすでに後鳥羽が踐祚しているが、実権はもちろん後白河院が握っている。そうした状況下、この記事に注意したのは、神の怒りと地震とが兼実の胸中で結び付いていたのではないかと感ぜられるからである。いわゆる三種の神器の奪還が二の次となっていることを憂慮し、「神慮、恐れあり」と記したその日の午後、大地震が起こった。この記事からそう考えることは、あながち深読みでもないように思うのだが、如何であろうか⁷。

【14】元暦2 (1185)・6・20 (㊟168)

今夜子刻大地震、不異治承之例、可恐々々、
「治承の例」とは【3】に掲げた元年10月27日の大地震を指す。「恐るべし恐るべし」という書きぶりは、単に地震の物理的被害を憂えているのではなく、神の怒り・咎めとして畏怖していると見られる。簡単に言えば、神の怒りに触れたことが恐ろしいのである。実際の被害などを具体的に記さないところから、そのように読み取ることができよう。このことは【16】などからも同様に窺われる。

【15】元暦2・6・25 (㊟171)

伝聞、(藤原)長方今日出家入道云々、大震占文云、豪傑之士可慎之、長方雖不及豪傑、当世之名士也、朝廷之失臣、公之巨損、何事如之哉、

去る20日の地震に対する占文に「豪傑の士、これを慎むべし」とあり、長方の出家入道を伝え聞いた兼実は、その予兆が実現したものと見ている。地震を人事の前兆と捉える見方を明瞭に示す、数少ない例である。兼実に言わせれば、長方は「当世の名士」であり、こ

れを公職から失うことは、朝廷にとって何にも増しての損失だという。

【16】元暦2・7・9 (㊟177)

午刻大地震、古来雖有大地動事、未聞損亡人家之例、仍暫不騷之間、舎屋忽欲壊崩、…、凡往古来今、異域他郷惣以未有如此之事、末代之至、天地之惡、君棄国、爰而炳焉者歟、…、今日、広基(天文博士)、持来地震之奏案、古文云、

大喪、天子凶、

七月動、百日内大兵起、

上旬動、害諸大臣云々、或又女主慎、早魃等云々、

於未来之徵者次事也、見当時天下損亡了、凡不能左右々々、

文献2によれば、この地震は琵琶湖南端付近を震源とし、M7.4。相当に大規模で被害も多く、8月12日にはやや強い余震があり、9月まで余震が続いた。京・白河のあたりが殊に被害甚大で、壮大な法勝寺の九重塔の瓦が悉く落ちたという⁸。「古来、地震はあったけれども、人家が損亡した例は聞いたことがない」とは、あまりなる呑気さである。実際、しばらくは慌てず騒がず、様子を見ていたらしい。たしかに、現代都市で起こるような被害は、当時にあっては考えられない。庶民はもとより、貴族の邸宅でも、大抵は木造平屋建てで、重層建築は寺院や一部の宮殿・官衙にしか見られないから、被害については我々ほどには恐れていないのかもしれない⁹。

とはいえ、その恐れは神の怒り・咎めへと向けられ、畏怖感は大い。後段では「末代之至、天地之惡、君棄国、爰而炳焉者歟」といい、今にも世界が終末を迎えんかとばかりに戦っている。さらに、陰陽師による占文も

「天子凶」や「大兵起」などを予見しており、地震を凶兆と捉える意識は歴然である。要するに彼らは、被害そのものよりも、地震が予兆として示すところの、より大きな、あるいは人知不測の損失をこそ恐れている。

最後の一言では「未来の徴は次のこと」という。当時の貴族としては破格なまでに冷静沈着、合理的とさえ評せる面をもつ兼実らしいと言える。しかし結局、天下の損亡を目にした彼は、「左右（とこう）することあたわず」、つまり、どうしたらよいかわからぬと締めくくったのである。

【17】元暦2・7・12（⑨178）

昨日（藤原）光雅書札云、

地震事、外記勘文如此、今度大動、先規少彙、旁驚叡慮者也、毎事何様可被計行候哉、委可被注申候、皇居事、…、

両条事、内々院御気色如此、仍言上如件、…、請文状云、

地震事、…、且又随御卜趣、可被計行歟、抑追討之後、国土窮困、地震之間、舍屋顛倒、云彼云是、人力旁疲、御祈用途、定多煩費歟、須廻秘計、被休民肩也、聖主先成民、而後致力於神、民和而神降福之故也、代々例有改元事、尤可被遵行歟、兼又任天平例差遣官使、可被檢知神社仏寺及山陵等之破損頽壞之事歟、皇居事、…、

右両条、短慮之趣、大概言上如此、抑於天地之災異者、以武略不可鎮之、以威勢不可服之、非仏神之利益者、豈人力之所覃哉、今度大震、即為悟人心也、…、其德化之旨趣可尋意見、々々最要者開心腹、然則宜使公卿已下諸道博士堪事之輩、獻封事之由、

可被下宣旨也、…、就彼上奏之趣、可被議定政道之要也、…、但德政之条、若不叶時議者、意見又無其益歟、…、

院の意向を奉じた光雅から、地震の善後策を進言するよう求める書札が届いた。文書の様式からいって、院宣である¹⁰。「請文状云」以下の部分は、それに対する兼実の返答書。その内容を摘記すれば以下の如し。曰く、

- 地震御卜の趣にしたがって計らい行なうべきである。
- 祈禱は多大の費用を要し、民力を疲らせるので、得策ではない。
- 改元を行なうべきである¹¹。
- 官使を發遣して、寺社および山陵（天皇家の陵墓）の被害状況を調査すべきである（明言していないが、必要とあらば、当然に修復することになる）。
- 天地の災異は、武略や威勢など人力で治められるものではない。
- このたびの大地震は、（神が）人の心掛けのほどを見極めようとして起こしたものである。
- 諸臣からの意見封事（密封のうえ進上される）を求め、それに基づいて政策を議定すべきである。
- 徳政については、もし時議に合わないならば、不採用も已むを得ない。

などとしてまとめられる。一貫して見られるように、地震を神による警告と捉え、人間が善政を行なうべきことを重視している。しかしながら、一番に卜占の示すところに随うべしといい、続いて（代々の例であるから）改元を行なうようにと言うあたり、やはり兼実も当時の枠組を超越した人物ではなかった。

一方、多大の費消により民に負担を強いることを案じて祈禱に消極的な点、進歩的と評

働けるであろう。「聖主はまず民を成し、しかる後に力を神に致す」と言っている。もっとも、「民、和して、神、福を降す」と言うのだから、所詮は神の威力、束縛から離れてはいないのであるが…。

また、大筋では徳政の実施が望ましいと考えているものの、それを強調してはいない。なぜならば、地震を神による警告と見るということは、換言すれば失政を批判することになるからで、後白河のように一種気まぐれな君主に向かっては、中々に微妙な進言とならざるをえまい。

【18】元暦2・7・13 (㊟181)

今日、〈安倍〉泰茂来示地震事、咎徴不空乎、上皇・摂政〈藤原基通〉等慎云々、

同じ地震の記事であるが、陰陽師泰茂は「咎徴、空しからざるか」といい、地震をば人間に対する神の咎めと考える意識を明示している。おそらく地震占文を持参して見せたものであろう。

後白河院のことはさておき、摂政基通の慎みだという。もともと基通は、治承3年(1179)11月、清盛の奏請によって関白基房を退けて関白となり、翌年2月、安德受禪と同時に摂政となった人物である。壇ノ浦の戦いから3か月余りを経た今、安閑としていられる立場ではなかろう。泰茂の言は、そうした状況を的確に捉えたものと見てよい。現に、この翌年3月、基通に替わって兼実自身が摂政となった。兼実にとって、この地震は必ずしも凶兆ではなかったかもしれない。当時の陰陽師には、ある種、幫間的性格が認められるのである。

【19】元暦2・7・18 (㊟182)

申刻、渡居堂廊、日来居所依地震損壞、仍有犯土造作事之間、暫所起避也、大将〈九条良通〉・中將〈良経〉同以所渡也、自明日五ヶ日為大將軍遊行之間、仍東方築垣為修補也、大將軍方、四十五日方違忌去之故也、

この記事は地震観を示すものではないが、地震で損壊した居所の修復に際しても、方忌みの禁忌を遵守していることがわかるので、あえて掲げた。大將軍神によって塞がっている東方の築垣を、それが遊行して空きとなる5日間に修理するという。この方忌みは適切。それに合わせて方違えも行なっている。ほとんど直下型、M7以上という大震災のあと、言わば災害に伴う緊急復旧工事であっても、彼らは陰陽道の指示する方角禁忌を忘れるわけにはゆかなかつたのである。いやむしろ、地震を神の意思表出と考えているからには、平生よりも一層、それに注意したというべきかもしれない¹²。

【20】元暦2・7・27 (㊟184)

仏巖房来談夢想事、依天下政違乱、天神地祇成崇有此地震之由也、…、今日、地中雖鳴不及震動、至昨日連日不同、或兩三度、或四五度、又其大小不同、連々不断也、

【21】元暦2・8・1 (㊟185)

此日、仏巖聖人語曰、去比有夢想事、着赤衣之人、来彼聖人房(奉修法皇御祈之壇所之傍)、謁聖人曰、今度大地震、依衆生罪業深重、天神地祇成曠也、依源平之乱、死亡之人満国、是則依各々業障、報其罪也、然而所帰猶在君、何況其外非法濫行、不徳無道不可勝計、且又流人之間、有不誤之輩等、如此等事、頗不被施慈仁者、天下不可叶、汝等所修之御祈、凡衆僧之御祈等、効驗難量、可悲々々、…、爰

赤衣人語聖人云、為彼御沙汰（指下官也）、被行此法者、天下帰正、禍乱不起、祈禱可彰驗者也、不然者不可叶云々、

見此夢了、注進法皇、但依非法乱行、天下不治之事并余開正路等之事、秘而不奏、其故、君臣共有隔心、以正夢雖奏聞、天下之人不可信用、恐處偽夢詐言欺、為自為他、有恐無益之故也云々、

其後又経兩三日夢云、称帝釈御使之者一人出来（不見其軀）、語云、依汝并衆僧所修之御祈等之功力、於法皇御寿命者此敢延了、但於天下之禍乱者、以此御祈之力不可叶、仍明日日中時、可結願御祈也者、

此夢又禍乱不可止之由ハ不奏聞、是又不可叶時議之故也、即結願御祈了云々、

愚心案之、以前夢、以其事天下可治之由、指掌見之、而其事不達天聽、又無施行之間、後夢二、依御祈天下禍乱不可止之由見之、尤有其謂欺、下官雖至愚、思社稷之志已勝人、仍自叶天意、有此靈告欺、依微運其事不顕、只可悲宿運者也、

仏巖聖人は『玉葉』に類出する医僧で、兼実の顧問的な役割を担っていた。その聖人の夢想の記事。要は、天下の政事の違乱により天地神祇が怨をなし、そのために今回の地震が起こったのだという。長文だが、興味深い内容が種々見られるので、あえて掲げた。なお、この一件は鎌倉まで報じられ、『吾妻鏡』にも記事が見える（文献3の【6】）。

【21】の「赤衣の人」の夢告を摘記すれば以下の如し。曰く、

- このたびの大地震は、衆生の罪業が深重なのを神々がお怒りになって起こしたものである。
- 源平の合戦で多くの人が死亡したが、これはそれぞれの罪障の報いとして仕方な

いとしても、結局、責めは君（治天の君 = 後白河院）に帰せられる。

- また（平氏に連座した）流人の中には無実の者もあり、よほど仁慈を施さねば収まらない。
- 目下、修行している地震御祈は効験のほども覚束ない。
- 兼実の沙汰として非違狼藉を糺す法を行なえば、効験は明らかであろう（その行法が中略部分にある）。

この夢の後、直ちに法皇に注進したが、「非法の乱行によって天下が治まらない」という批判的文言や、兼実が正路を開くであろうなどのことは伏せておいた。そのゆえは、君臣ともに隔心あり、かえって為にならぬと考えたからだという。

さらに数日後、再び夢に帝釈天の使者が現れ、次のことを告げた。曰く、

- 仏巖聖人および衆僧の御祈に免じて、法皇の寿命は延ばした。
- しかし天下の禍乱は治まらないから、祈禱を結願せよ（もう止めよ）。

この夢も注進したが、禍乱止まずという部分は、「時議に叶うべからず」として奏聞しなかった。

最後の「愚心案之」以下が兼実の所懐で、要するに、兼実自身の社稷（土地の神と五穀の神）を敬う気持ちが人一倍強いがためにこの靈告を受けたものかと判じつつ、自らの非力を嘆じている。おそらく、院に対して強い態度で諫言できないことから、臍を噛む思いだったのであろう。一貫して平氏から距離をおき、今や政界の重鎮の一人と自他ともに認める兼実であったが、後出【26】に「事に随いて変易あり」と評される後白河院が治天の君である以上、誰であれ、迂闊な批判的言

動はできようはずもない。兼実の忸怩たる心中が痛ましい。

それはともかくも、この記事からは以下のような点を読み取れる。すなわち、

- 地震は、人間の失政や非違に対する神の怒り・咎めである、と考えている。
- それはとくに、王権者の責めに帰せられる。
- 過ちを改めて仁政を施せば、神の怒りを解くことができ、したがって地震も収まる。
- 神の嘉する人物・方法によって神意を慰めねば、効験は期待できない。
- (少なくともある種の) 地震は帝釈天の司るところである¹³。

などとしてまとめることができよう。仏厳聖人もまた【18】の泰茂と同様、やや幫間的な一面をもっているように思う。

【22】文治元(1185)・8・14(◎188)

此日、改元暦二年為文治元年、有敕令事、上卿堀川大納言忠親卿、左〈藤原経宗〉・内〈藤原実定〉両府称病不参者、大納言上卿、其例甚多云々、依地震所被行也、

地震を理由として改元が行なわれた。【17】に見たように、兼実は地震に際しての善後策として改元を進言しており、それが採用された形である。この記事は、一つには地震後の対応として改元が行なわれる、その実例として掲げた。

いま一つには、この改元が必ずしも廟堂の等しく賛同するところでなかったように考えられるので掲げた。それは、左大臣と内大臣が病氣と称して参内しなかった。そのため、大納言堀川忠親が上卿を務めたが、そういう例は多いという。殊更にそう断るあたり、か

えて胡散臭い。あるいは両大臣はこの改元に消極的だったのではなからうか。とはいえ有効な対案を出すこともできず、そのため病と称して参内しなかった。それは兼実も勘付いており、このような記事になったと理解しておく¹⁴。

【23】文治元・11・30(◎234)

今夜〈藤原〉光長来、聊有告示事、関東所知仰付青侍(〈藤原〉光景云々)上洛、於頼朝迎有聞及事(当時頼朝在駿河国云々)、〈高階〉泰経卿殊結意趣、又射山不可知食天下事之様令存云々、此事尤不便事歟、可顧前車之覆誠也、今日、有地震(戊刻)、今日、天文博士〈安倍〉広基来、申天変符合事(去廿三日、月犯謁者星、而泰経有此事、尤可恐云々)

高階泰経は後白河院の側近で、ずいぶんと活躍した人物であったが、この翌月、義経の謀反に与した廉により、頼朝の圧力を受けて解官された。比較的、頼朝に親近する立場にあった兼実は、「不便の事」(気の毒に…)と思いつつも、「前車の覆るは後車の戒め」なる格言も宜なるかなと嘆息するしかなかった。記された天変は、月が謁者星(おとめ座16番星)を犯したというもの。日付に1日の相違があるものの、概ね的確な観測で、「去廿三日」の前日、両者は黄経合となった。

この一件と地震とが連関するように書かれてはいないが、地震が夜間であることを思うと、光長といい広基といい、彼らの来談と併せて連想した可能性は十分にあらう。

【24】文治元・12・20(◎241)

未刻大地震、雖不及去七月之震、普通無比類之動也、其後連々六ヶ度、相并七ヶ度震動、此震非他、武士諸国押領之徴也、日本国之有

無、只在今冬明春歟、已及獲麟歟、

7月のもの【16】には及ばないが、かなり大きな地震があった。余震も6回にわたったという。その原因として、武士が諸国を押領する徴だと断言している。これも地震と人事との連動を明言した史料として貴重である。国家の存亡ここ一・二か月にありとは相当に悲観的ではないか。

すでに晩春3月、平家一門は西海に滅び、源氏の世になりつつある。一方で、義経らが頼朝に離反したため、11月29日、いわゆる守護・地頭の設置が頼朝に許された。また、この地震に先立つ12月17日、頼朝の要請により、義経に味方した公卿らが解官されるという事件があった。かかる情勢を苦々しく思っただけの記事であることは言うまでもない。

全体的には兼実は親頼朝派で、この28日には頼朝の要請によって内覧、翌年には摂政となっている。その兼実にして、この言ありということは、あらゆる貴族たちにとって武家政権の成立は、やはり心底から歓迎すべきものではなかったのである。

【25】 文治2（1186）・正・24（⑨286）

未刻、泰茂来、申天変地震事等、未奏、只内々所申也、

またしても陰陽師泰茂が、奏上する前の「天変地震事等」を兼実に内々に聞かせに来た。惑星現象や日蝕などの天変に際しても見られたことだが、陰陽師の奏上する勘文や占文には往々にして恣意的な取捨選択・変改がある。彼らは情勢に鑑みて適切な文言を、自らも考えたであろうし、しかるべき人物に事前相談もしたであろう。決して確たる教義や理論に裏付けられた判定ではなかった。そのことを再確認させる記事である。

【26】 文治2・4・30（⑩33）

晩頭、前源中納言雅頼卿来、余謁之有示事、在南都迎之青女房有神託事、多演説未来事、粗有符合之証、触縁近日在家中、而一昨日地震之後、件女告云、法皇重御惱也、六月十五・六日之間、有云々之事、八月廿一・二・三日之間、決定可有大事、殆可及御命之危云々、事雖難信用、後日為思合所申置也、件女常示云、…、所謂法皇叡惜不定、隨事有變易、御心不靜、如此之間、天下逆乱不絶、実悲事也ト神明も有御歎云々、事跡雖不足信伏、依奇異事所記置也、

雅頼から奇異な話が齎された。南都の青女房に神託があったという¹⁵。それによれば、一昨日の地震の後、法皇（後白河）が重篤な病になり、果ては8月下旬に命も危うい状態になるであろう、と。しかも、法皇に定見がなく、たやすく立場や言行を変えるので、それを神々も悲しみ歎いているのだという。ゆえに地震が起こり、法皇が病臥するのだ、と言いたいのであろう。

ここでは地震と御惱とは直接に因果関係で結ばれていない。しかしながら、地震を神意の表出と見る態度は十分に窺われる。兼実は、信ずるに足らぬと二度記しているが、そういうこともあるやも知れぬくらいには感じていたと思う。頭から信じていないなら、これを記録することもあるまいから。ちなみに法皇は、8月には格別のこともなかったものの、9月上旬に御惱となった。このことは『玉葉』に記されているが、兼実が青女房の予言を思い出した様子はない。

【27】 文治3（1187）・10・12（⑪148）

今日巳刻大地震、雖不及去年七月震、其外ハ第一之大動也、天変頻至、其上有此震、恐而

猶可恐、司天輩広基・泰茂等来臨、各以恐々、
…、入夜（藤原）定長為御使来、…、余此次、
大動可恐思食、□□政事、枉可有沙汰之由、
可奏聞旨仰聞了、

去る年7月には及ばぬながらも、かなりの大地震があり、天変も頻りだとして、陰陽師らも恐れている。注意したいのは後段で、枉げて政策を沙汰するよう奏聞すべきだと定長に仰せ聞かせた。虫損2字欠で完全には読めないけれども、何らかの徳政を施そうとしたのではないかと。ところが、おそらく院がそれに難色を示し、それを是非とも…と奏聞せよと言っていると言われる。冷静で、それなりに気骨もあり、現実的な一面をもつ兼実らしい一条である¹⁶。

【28】 文治5（1189）・3・14（⑩80）

今日戌刻、大地震、亥刻、天文博士広基持来密奏、此変尤可恐慎云々、

【29】 文治5・3・18（⑩84）

今日巳刻、地震、頻有此変、尤可怖畏歟、

この2件はとくに何事かを物語るものでもないが、地震が「恐れ慎むべき」「怖畏すべき」ものであることを端的に表明している。強いて指摘するなら、【28】でまたも広基が密奏を持参したことであろうか。この地震が理由の一つとなって、翌年、建久と改元された。

3. 考 察

以上、縷々述べ来たったところを、前稿の考察に対応させる形でまとめておく。

① 吉兆と捉える場合があるか？

『玉葉』においても、地震を吉と見る意識が見られないわけではない。しかし、それを明示する記事は【5】だけで、その場合にも最終的には凶兆と判断された。筆者は【7】

でもその可能性がある指摘したが、すこぶる薄弱と言わざるをえない。したがって、地震を吉兆と捉える意識は公武を通じて見られるものの、武家社会のほうが一層強いと考えられる。公家社会ではほとんど吉とは扱われないと言ってよかろう。

② 凶兆と捉える場合、何を恐れるか？

『吾妻鏡』では、ほとんどの場合、兵乱の予兆として恐れられていた。一方、『玉葉』ではっきりそう判断しているのは【16】のみ。それ以外の記事で、源平合戦や「武家の世の到来」と関連付けているものは少なくないが、予兆ではなく、過去の出来事もしくは現在進行形である。むしろ武家のほうが兵乱を恐れる気持ちが強いように見えることは、少々意外なことであった¹⁷。

では、兼実ら貴族社会では何を恐れたかという、神の怒りだと言えよう。そして、神は何に怒ったのかという、暗愚な人間の罪深い所業である。無論、兵乱も含まれるが、より一般的には苛政・悪政だと整理できる。しかして、それには多かれ少なかれ、政権担当者として彼ら自身が関わっている。貴族らは言わば自らの所業を恐れ、それを怒り咎める神威に戦いたのである。

③ 対応について

この点は、公武に大きな違いは見られないように思う。いずれも、まず陰陽師などに勘文・占文を注進させ、その判断に従って善後策を検討する。共通して根底にあるものは、地震を神による悪政への警告と捉える意識だが、実際に徳政が施行された形跡はない。『玉葉』では改元【17】【22】や恩赦【21】の例が見られるが、これは王権との絡みで当然のことである。多分に観念的な仁慈を施すに止まっており、一般民衆にまで効果の及ぶ体の

ものではなかった。これもまた、現実の被害救済などよりも、神意慰藉を先決としたことの表れと言えよう。

④ 恣意的な判定が見られるか？

これも然りと答えてよいと思う。陰陽師の勘文ばかりでなく、その情報に接した貴族たちも、それぞれの事情に鑑みて取捨選択している。たとえば【21】では、地震の根本的原因が「治天の君」後白河の乱行にあるとの夢告を受けながら、伏せてしまった。生身の兼実にとっては、カミよりもキミのほうが恐ろしかった。後白河ほど気まぐれでなく、重臣の諫言に傾ける耳をもつ君主が相手ならば、たぶん違う展開を見せたであろう。仏敎聖人の夢も人を喰った話である。兼実が法を行なえば地震は収まる？ ト占や霊告とは、所詮そういうものなのであろう。

⑤ 非日常的な営為との連動は？

『吾妻鏡』では、神事などと連動する形で地震を記載したと思われる例が間々見られ、筆者は神の嘉納の表現と解した。しかし『玉葉』にはそのような様子が見えない。これは①項と同趣で、貴族社会では凶兆と捉えることが支配的だったためと言えよう。

⑥ 天体现象や雷鳴などとの連鎖は？

これも『吾妻鏡』と異なり、全くと言ってよいほど見出せない。頻りに天変があるところに地震が起こった記事【10】【27】はあるが、その間に因果関係や連鎖があると考えているとは思えぬ記述である。

⑦ 人々は平然としているか？

これは『吾妻鏡』と同様、平然としていると評してよかろう。その態度はむしろ不自然なほどで、ここには地震に関する部分だけを抄出したけれども、実際には政務や交際などの記述が延々と続くものが過半である。

全体を総括して、『玉葉』には注目すべき地震記事が少なく、兼実の地震観を窺うに足るものはほとんど無かった。それでもなお、

- 地震は神の意思（とくに怒り・咎め）の表出であると認識している。
- それを治めるためには、仁慈あふれる政事（徳政）が有効だと理解している。しかし、実施との間には懸隔がある。
- 地震を恐れる感情は神威に対する恐懼に由来し、決して実損被害を憂えてのものではない。
- 神の怒り・警告が主に失政・悪政に対する咎めである以上、それを恐れるということは、自身（を含む廟堂構成員）の罪障を怖畏しているのである。
- 存外平然としている理由も、同日の談であろう。つまり、廉潔の士たる自覚があれば恐るるに足らず、らしい。

などの点を示しえたと考ええる。

4. むすびにかえて

今回は例年に倍して忸怩たるものに終わった。実のところ『玉葉』には、期待したほどの内容をもつ地震記事が見られなかったのである。その点、『吾妻鏡』のほうがまだしも地震観を窺わせる記事が多い。むしろ、この淡々とした調子、ある意味では近代的合理的な態度こそ兼実の地震観なのかもしれない。そうなると、同時期に共に貴族社会を構成した人物が気になってくる。機会を改めて、他の記録類から記事を集めてみたい。

思えば、『玉葉』と『吾妻鏡』とでは史料の性格が著しく異なる。前者は個人の日記であり、当然、記主が独りで書き記し、しかも基本的に他眼に曝すことを意図していない。それに対し、後者は鎌倉幕府の正史であり、性

格は多分に公的である。編纂の目的が北条氏政権の必然性・正当性を示すにある以上、初めから多数の読者を想定している¹⁸。ゆえに、『吾妻鏡』から窺われるところを「武家社会の意識」と考えたことは誤っていないと思うけれども、他方、『玉葉』から「貴族たちに通有の意識」を見出しうると見たのは錯覚であった。あくまでも兼実一人の感覚・意識であり、しかも彼は当時の貴族社会にあつては一風変わったところをもっている。以つて貴族全体を代表させることはできまい。

またも極めて不十分なものを臆面もなく出してしまった。論文どころか、研究ノートとしても不満足な内容だが、同僚諸氏の寛大なる仁慈を乞う次第である。

注

- 1 文献1では柱とフッタの2か所に頁ノンプルがあり、そのうち後者を用いた。長文の記事が多いので、当日の始まりでなく、当該部分の出現する頁を示す。なお、文献1は建久2年(1191)3月分まで既刊だが、未刊部分には目ぼしい記事を見出さなかった。
- 2 節切りというのは、ひと月の区切り方の一つで、二十四気の節気当日から次の節気の前日までとして切るものである。たとえば、立春(正月の節気)当日から驚蟄(2月の節気)前日までを正月とする。この記事の例でいうと、安元元年12月18日が立春、2年正月19日が驚蟄なので、12月18日から正月18日までを(節切りの)正月と呼ぶ。ちなみに、n月節気は(n-1)月16日からn月15日までの間にあり、その日付は毎年動く。
これに対し、ついたちからみそかまでとするふつうの切り方を「月切り」という。
- 3 吉田社(京大裏にある吉田山の西麓)は、本来の平安京の内裏から見るとほぼ真東に当たるが、この時点では関白基房の閑院第(三条西洞院)を里内裏としていたから、そこからはたしかに北東。また、日吉社(滋賀県大津市)は比叡山延暦寺の鎮守で、やはり北東に当たる。
- 4 残念ながら、「内論」の意味するところが今一つ明白でない。一つの解釈としては、複数の陰陽師による内々の議論(事前協議)ということ。別案としては、内(天皇周辺)における議論ということ。結局は「不吉」に決したので強調はできないが、とにかく吉とする意見のあったことはわかる。
- 5 太微(正式には太微垣)は、しし座、かみのけ座、おとめ座を含む天域。**[23]**に見える謁者星も、この天域に含まれる。
- 6 埴は、音はコウで、外堀というほどの意。また、この頃の天狗が、一般によく知られた修験者風の赤面・鼻高かどうか、心許ない。あの姿は如何にも近世的なものである。とはいえ、兼実(および人々)がこの「犯人」を、何にせよ人智を超えた神怪な妖魔と考えていることは間違いない。もちろん兼実が実見した記録ではなく、あるいは平安京的「都市伝説」かもしれない。
- 7 三種の神器は、安徳天皇とともに平氏に擁せられて西下し、壇ノ浦で海中に没した。後鳥羽の即位(この年7月)は神器の無いま行なわれるという、異例のものであった。
なお、日記は通常、朝方に前日のことをまとめて記す。
- 8 法勝寺は白河天皇の御願寺。いわゆる六勝寺の嚆矢で、承暦元年(1077)に落慶供養が行なわれた。「国王の氏寺」と呼ばれ、豪壮無比の巨大伽藍であった。院政権力の強大と、それを背景とした浄土教文化の絢爛豪華とを象徴する寺院とされる。現在廃絶。
- 9 唯一の高層建築と称すべきものが、寺院の塔である。三重塔でも30メートル以上、五重塔ならば50メートル前後の高さになり、現代の十数階に相当する。ところが、塔は容易に倒壊しない。コンクリートと金属による現代建築には無い、木造のしなやかさが、自然のうちに免震構造を成している。また、瓦が剥落することにより、建物自体の傾倒が回避される。そのかわり、雷火には弱い。

- 10 省略部分にある充所は「大宮亮殿」すなわち源季長だが、彼は兼実の家司で、実質的に兼実宛ての文書ということになる。なお、院宣は本来、上皇の意を院司など侍臣が奉じて発する私的文書であったが、次第に国政文書として機能するようになった。
- 11 「代々の例」というが、大化以来、元暦に至るまでの100余の年号のうち、地震を理由に改元したことは6回。うち5回は他の理由も併せて存し、永長改元だけが地震のみを理由とする（所功『年号の歴史（増補版）』（雄山閣出版、1996）に拠る）。「代々の例」とは、先ず以って言葉のアヤである。
- 12 犯土造作とは、簡単に言えば、土いじりを伴う建設工事である。方角を占める神や土地を支配する神に障らぬよう留意する必要がある、そのために方違えを行なった。
- 13 この考え方は『吾妻鏡』にも見られた。文献3の【2】を参照されたい。
- 14 上卿（しょうけい）とは、日々もしくは行事ごとに決められる責任者の公卿のこと。本文のように推量した理由は以下のとおり。すなわち、両人がほんとうに病気であったならば「病に依り」と書くはずで、「病と称し」の文言は穏便でない、ということ。
- 15 青女房は、広義には、年若く物慣れない、位階の低い女官をいう。狭義には、青侍（公卿の家に仕える六位の侍）の妻にして、同じく公卿の家に仕える女性のこと。
- 16 院の腰が重かったのは、政策に難色を示したわけではないかもしれない。このころ後白河院は、頭部に腫物ができて医師の療治を受けており、それが政務を妨げていた可能性もある。
- 17 とはいえ、これは当然のことともいえる。兵乱が起これば、武士らは実戦に参加し、命を張って戦うことになる。如何に、そうして獲た所領こそ彼らの生活基盤である（一所懸命）といっても、合戦に際して感ずる緊張・恐怖は、傍観的な都人士貴族らの思い及ぶところではない。武士よりも貴族のほうが兵乱を恐れないのではなく、貴族はその恐怖を知らないだけである。
- 18 このこと自体、建前論に過ぎない。というのも、

当時の武士たちの識字率とか、和風漢文の読解力について、筆者はいささか疑問を懐いているからである。無論、執権だの、連署だの、史上に名を残しているような人々は、相応のリテラシーを具えていたであろう。しかし、個々の御家人などになると、だいぶ怪しいのではないか。したがって、御家人らに『吾妻鏡』を読ませて、北条氏による支配を納得させることは、やろうとしても無理だったと思う。その裏付けとして、『吾妻鏡』の版本を鎌倉時代に作った形跡がないことを挙げよう。すでに仏典を中心とする印刷術はあったのだし、高野山で行なわれた高野版は、幕府の重臣安達氏の援助によって盛行したくらいであるから、もしも本気で流布させるつもりなら、必ず上木したに相違ない。

参考文献（順不同）

- 文献1：宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 九条家本玉葉』（明治書院、1994～）
- 文献2：国立天文台編『理科年表』平成21年度版（丸善、2008）
- 文献3：拙稿「『吾妻鏡』に見える地震記事をめぐって－鎌倉武士の地震観－」（『埼玉学園大学紀要』人間学部篇 第8号（2008））